

○ 金融サービス仲介業者保証金規則（令和 年内閣府・法務省令第 号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第八条 議長は、意見聴取会について次に掲げる事項を記載した調書を作成しなければならない。 〔一九 略〕	第八条 議長は、意見聴取会について次に掲げる事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。 〔一九 同上〕
備考 表中の「」の記載は注記である。	